



税務・労務に役立つ NEWS

# 事務所通信

 11  
2021

発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki\_kaikei@lake.ocn.ne.jp

いつもお世話になっております。  
秋も深まり、冷え込んで参りました。  
お風邪など召されませぬようお願い申し上げます。  
それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

## 令和3年年末調整

### 年末調整用紙記載上の留意点

令和3年度税制改正に伴い、今年から以下の年末調整書類への押印が不要となりました。

「令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書」

1. 「令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」
2. 「令和4年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

昨年は税制改正に伴い書式や記載内容に大きな変更点がありましたが、今年は上記の押印廃止を除き、書式の大改正はありません。そこで、各申告書につき、昨年変更点のあった箇所を中心に記載上のポイントを述べたいと思います。

#### ●令和3年分給与所得者の保険料控除申告書

##### （1）押印の廃止

令和3年度税制改正に伴い、今回より氏名欄の押印が不要となります。

##### （2）その他の留意点

① 生命保険料控除については、平成24年以降「一般の生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の3区分となっており、「一般」「個人年金」については契約時期に応じて「旧（保険料）」「新（保険料）」の区分があり、それぞれ控除額計算式及び控除上限額が異なります。

基本的には従業者の方に手元の控除証明書の記載内容を転記して貰うこととなりますが、従業者の方々の記載負担が大きいと見込まれる場合には、控除証明書を全て提出して貰い、会社の方で記載した方が却って効率的かもしれません。

② 年の途中から就職した場合で、就職前に国民年金や国民健康保険等に加入していた場合の控除申告漏れに注意しましょう。（「社会保険料控除」欄に記載します。）